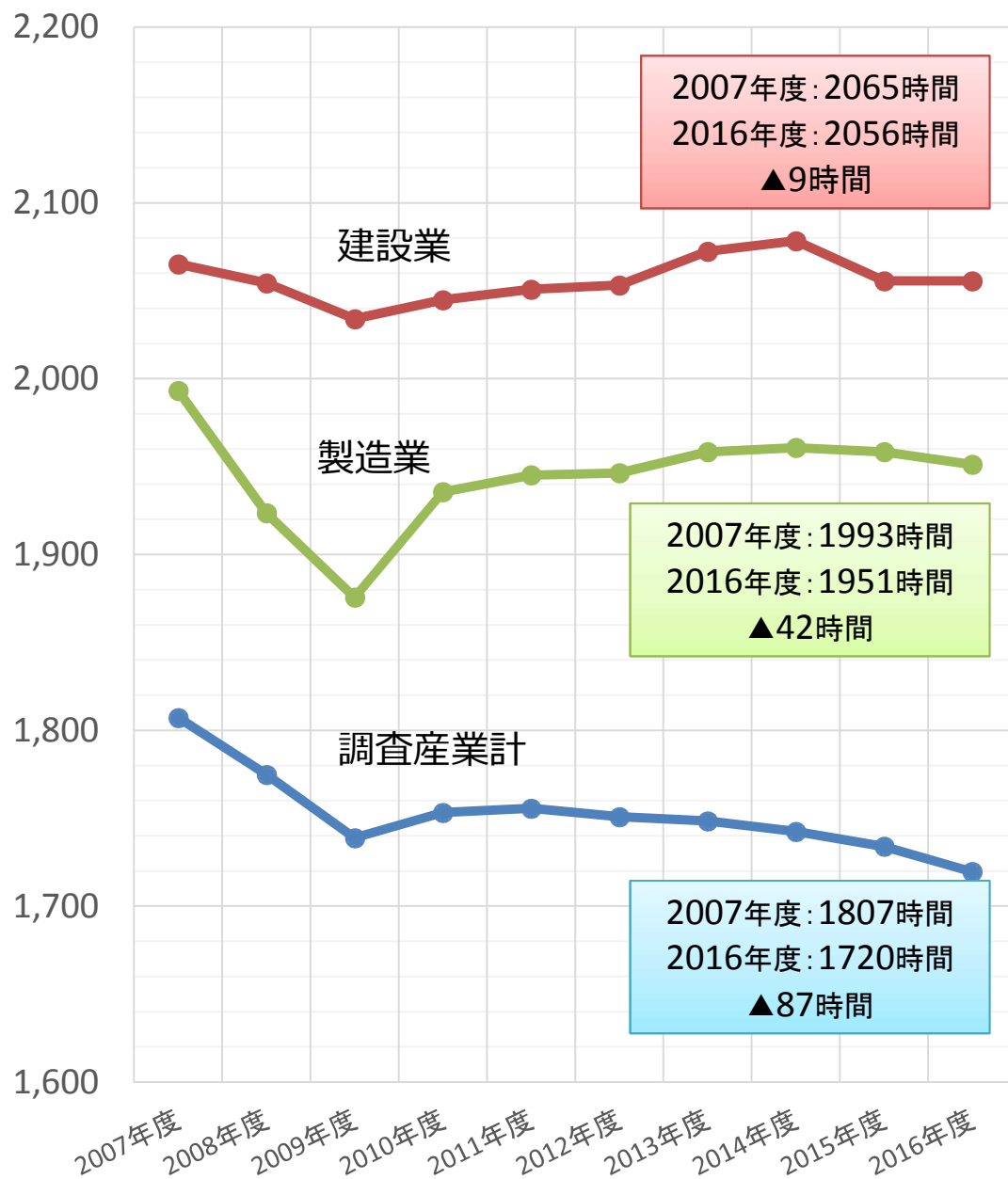


建設業における働き方改革

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

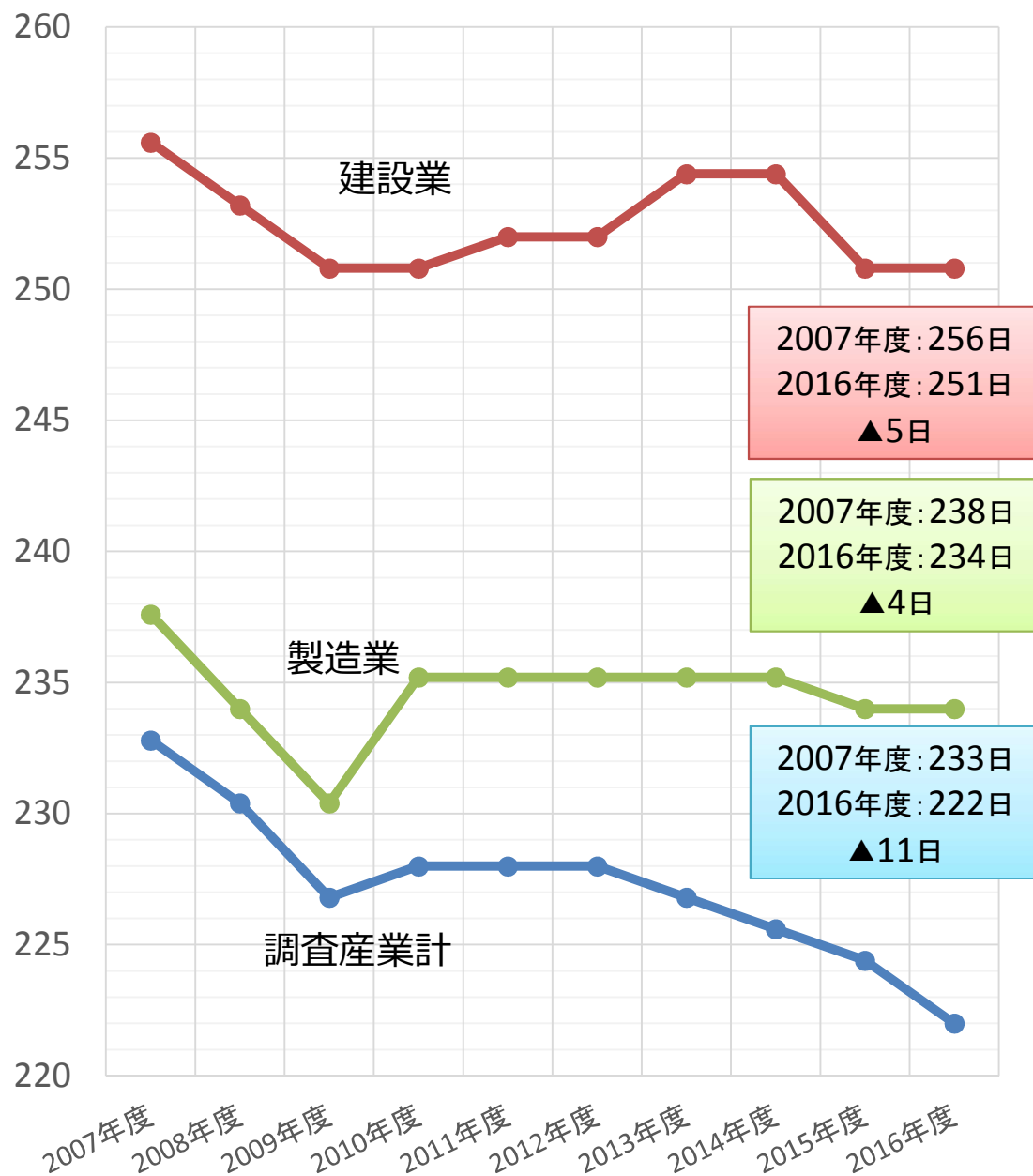
年間実労働時間の推移

(時間)



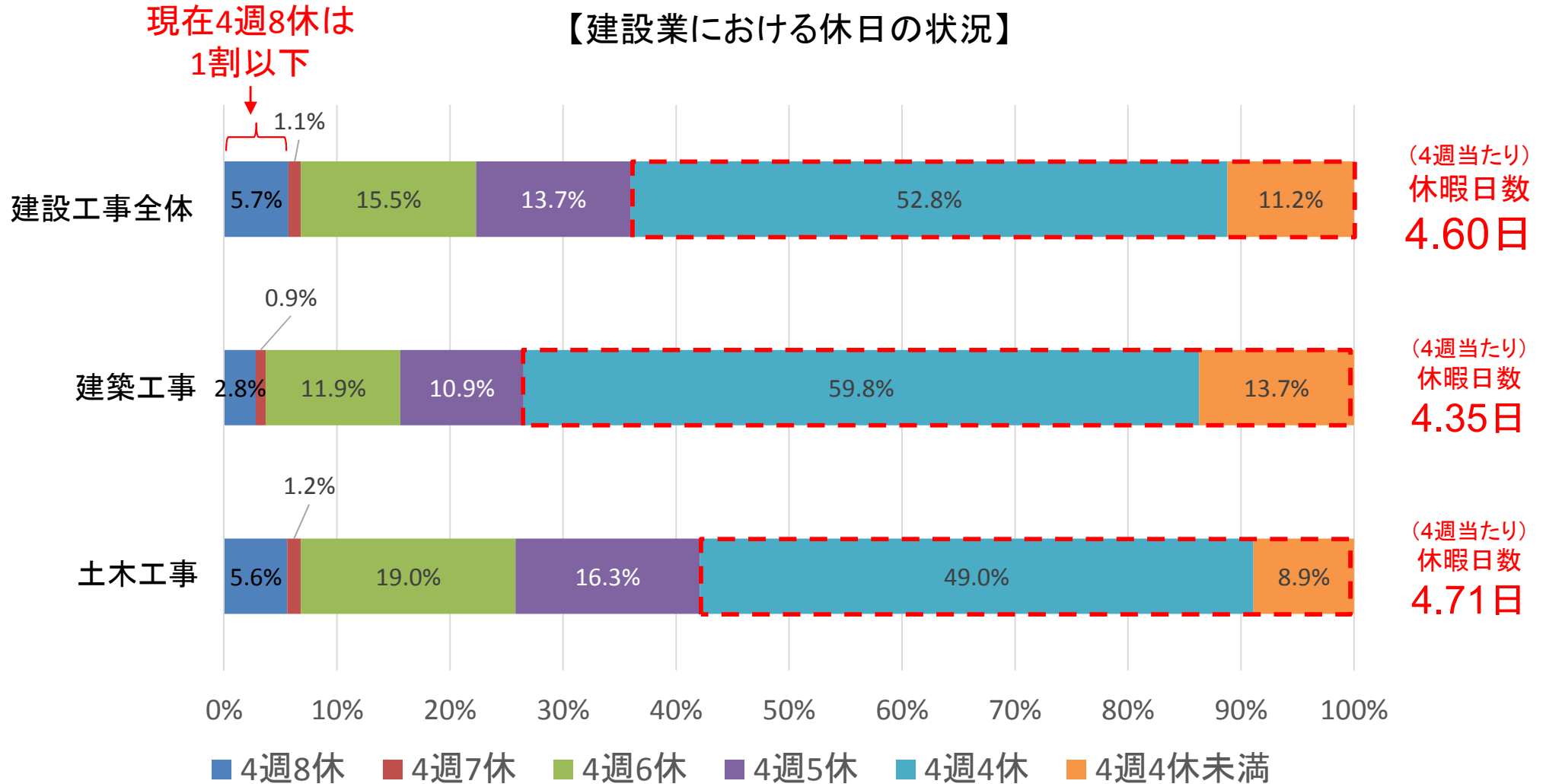
年間出勤日数の推移

(日)



※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

○ 建設工事全体では、約65%が4週4休以下で就業している状況。



※建設工事全体には、鉄道剪定工事、リニューアル工事、建築工事、土木工事、その他が含まれる。

注：日建協「2015時短アンケート」を基に作成 2

働き方改革への対応

総理を議長とし、8名の関係閣僚（働き方改革担当、厚労、官房長官、財務、経済再生、文科、経産、国交）、15名の有識者より構成される働き方改革実現会議において、長時間労働の是正など9つのテーマについて検討。

長時間労働の是正については、罰則付きの時間外労働の上限規制の設定と併せて、従来上限規制の適用除外とされていた建設業などの取扱いについても論点とされた。



↑ 9月27日 第1回働き方改革実現会議



適用除外業種に関する総理発言（H29.3.17第9回会議）

業界の担い手を確保するためにも、長年の慣行を破り、猶予期間を設けたうえで、かつ、実態に即した形で、時間外労働規制を適用する方向としたい。（中略）荷主、施主の協力も含めて、全政府的なバックアップが必要となるので、関係大臣、産業界の全面的な協力をお願いしたい。



働き方改革実行計画の策定（H29.3.28働き方改革実現会議決定）

- 36協定による罰則付きの時間外労働の上限を設けるとともに、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることはできない上限を設定。
- これまで適用除外となっていた建設業についても、改正労働基準法施行の5年後に罰則付き上限規制の一般則を適用。
- 建設業における長時間労働の是正を実現するためには、発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など必要な環境整備を推進。

建設業における時間外労働規制の見直し

見直しの方向性

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<p>《労働基準法で法定》</p> <p>(1) 1日8時間・1週間40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) <u>災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)</p>	<p>《同左》</p>
36協定の 限度	<p>《厚生労働大臣告示：強制力なし》</p> <p>(1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間</p> <p>・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで) (特別条項)</p> <p>(2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外</p>	<p>《労働基準法改正により法定：罰則付き》</p> <p>(1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間</p> <p>・特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定</p> <p>① <u>年720時間</u> (月平均60時間)</p> <p>② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u></p> <p>a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内</p> <p>b. 単月100時間未満</p> <p>c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限</p> <p>(2) 建設業の取り扱い</p> <p>・施行後5年間 現行制度を適用</p> <p>・施行後5年以降 <u>一般則を適用</u>。ただし、<u>災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a.b.は適用しない</u>(※)</p> <p><small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある</small></p>

「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

本文(建設業関係抜粋)

(現行の適用除外等の取扱)

現行制度で適用除外となっているものの取り扱いについては、働く人の視点に立って働き方改革を進める方向性を共有したうえで、実態を踏まえて対応の在り方を検討する必要がある。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

法改正による時間外労働の上限規制の導入（その3）

【働く人の視点に立った課題】

自動車運送事業者において、担い手が不足しており、少ない労働者に負担がかかっている。

建設業における長時間労働については、発注者との取引環境もその要因にあるため、関係者を含めた業界全体としての環境整備が必要。

・産業別年間総実労働時間（2016年）

運輸業 2,054時間

建設業 2,056時間

トラック運送事業者は荷主と比べて立場が弱く、荷待ち時間の負担等を強いられている。

・1運行あたり平均1時間45分の荷待ち時間が発生している（2015年度）

【具体的な施策】

（長時間労働の是正に向けた業種ごとの取組等）

- ・自動車運送事業については、以下の取組を実施する。
 - ① 関係省庁横断的な検討の場を設け、ITの活用等による生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を行うこととし、行動計画を策定・実施する。
 - ② 無人自動走行による移動サービスやトラックの隊列走行等の実現に向けた実証実験・社会実装等を推進するなど、クルマのICT革命や物流生産性革命を推進する。
- ・また、特にトラック運送事業において以下の取組を実施する。
 - ① トラック運送事業者、荷主、関係団体、関係省庁等が参画する協議会等において、実施中の実証事業を踏まえて、2017年度～2018年度にかけてガイドラインを策定する。
 - ② 関係省庁と連携して、①下請取引の改善等取引条件を適正化する措置、②複数のドライバーが輸送行程を分担することで短時間勤務を可能にする等生産性向上に向けた措置や③荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。
- ・建設業については、以下の取組を実施する。
 - ① 適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。
 - ② 技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化やICTを全面的に活用したi-Constructionの取組、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
【自動車運送事業】 【トラック運送事業】 長時間労働の是正に向けた業種ごとの取組等 【建設業】	行動計画の策定	行動計画に基づき、関連制度の見直しや支援措置を実施		関係者による取組の促進・深化									現在適用除外となっている事業・業務についても、時間外労働を抑制する法的枠組を構築する。
	無人自動走行機能の様々な類型毎の実証	民間での事業化に向けた準備		サービス地域の拡大 クルマのICT革命・物流生産性革命の更なる推進									
	荷主と連携した協議会、パイロット事業の実施、ガイドラインの策定・普及等	ガイドラインの普及・定着、定期的なフォローアップ、取引条件の改善等、トラック運送事業者と荷主が連携した取組への支援											
	荷主や関係省庁等が参加する協議会等において、荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置を検討	関係者による取組の促進・深化											
	中継輸送の普及促進等、生産性向上のための措置の検討・創設												
	適正な工期設定等に向けた環境整備の方策の検討・推進 ・受発注者等からなる協議組織の設置 ・取引条件の改善に向けた取組 ・週休2日工事の実施等	適正な工期の設定・週休2日など休日の拡大を進める											
・施工時期の平準化、ICT土工の推進並びにICT活用工程の拡大（i-Constructionの推進）、書類の簡素化 ・技術者等を確保・育成、効率的な活用を図るための取組の検討・実施等	取組をさらに進める												